

◆ 支援給付の額

支援給付費は一緒に生活している世帯全員の収入（子ども世帯と同居していれば子ども世帯の収入も含まれます）から一定額を除いた額と、国が地域ごとに定めた「生活費の基準(最低生活費)」の額とを比べ、「生活費の基準」で定められた額よりも世帯全員の収入から一定額を除いた額が少ない場合に支給されます。

支援給付費は、「生活費の基準」で定められた額に足りない額となります。このため、支援給付費が「生活費の基準」で定められた額より少ない場合や支給が受けられない場合があります。

<「生活費の基準」で定められた額とは>

国で地域ごとに定めた「生活費の基準」による1カ月の生活費をいいいます。

この額は、世帯の人数や年齢及び必要な支援により計算されます。

<収入とは>

世帯（同居する子ども世帯を含む）全員の働いて得た収入、年金や手当など他の法律により支給される金銭、親族からの援助、保険金、資産を貸したり売ったりして得た収入の全部を合計したものです。

支援給付費の算定に当たって、以下の収入については収入認定から除くこととなっています。すなわち、以下の収入の額は支援給付費から引かれず手元に残ることになります。

- ・中国残留邦人等ご本人の満額の老齢基礎年金の月額に相当する公的年金の収入
- ・中国残留邦人等ご本人の満額の老齢基礎年金の月額を超える公的年金の収入の3割
- ・中国残留邦人等ご本人とその配偶者の公的年金以外の収入のおおむね3割